

(公 印 省 略)

分医発第2669号
令和7年10月30日

各 郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)の
検出について

今般、大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課長より、標記の件について別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

(公印省略)

感 染 号 外
令和 7 年 10 月 22 日

大 分 県 医 師 会 長 殿

大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の
検出について（情報提供）

平素から大分県における感染症対策の推進について、多大な御尽力及び御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、別紙のとおり厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、貴会会員に対し、最寄りの保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いいたします。

【連絡先】

感染症対策班 担当：藤島

E-mail：a12220@pref.oita.lg.jp

事務連絡
令和7年10月17日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の検出について
（情報提供）

今般、環境省より、北海道苫小牧市で回収されたオオタカの死亡野鳥1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたので情報提供します。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚接触した場合を除いて、通常はヒトに感染することがないと考えられています。野鳥等を介した鳥インフルエンザの感染予防については、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日（令和5年11月10日一部改正）付け健感発第1227003号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）等に基づき、住民への野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いします。

（参考）

- ・ 「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日（令和5年11月10日一部改正）付け健感発第1227003号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001166104.pdf>
- ・ 環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html
- ・ 「鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項及び第2項の規定による獣医師等による届出について」（令和4年11月17日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001173120.pdf>



環境省報道発表

令和7年10月17日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定 北海道苫小牧市（野鳥国内1例目））

<北海道同時発表>

1. 北海道苫小牧市で令和7年10月15日（水）に、オオタカの死亡野鳥1羽が回収され、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月17日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで1例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
3. 国内単一箇所では高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国への対応レベルを令和7年10月17日（金）付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：佐々木 真二郎
室長補佐：佐藤 大樹
係 長：河邊 健
担 当：堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1 例目	10/15	北海道	苫小牧市	死亡野鳥	オオタカ	10/15	陰性	10/17	H5 亜型高病原性鳥インフルエンザ	10/17

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについて、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

対応レベル

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※ 環境試料（糞便、水等）や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含む

■ 留意事項

- （１） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- （２） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html